

# 種まき 通信No.43

いつも市民派 ずっと無党派  
小林じゅん子 議会だより

〒399-8301 長野県安曇野市穂高有明2104-10  
Tel. 0263-83-4387 (090-4546-3496) Fax. 0263-83-4938  
http://junko.voicejapan.net/ メールはjunko@childnet.ne.jp



発行日：2013年7月22日  
発行者：小林純子

## ◆安曇野市議会6月定例会小林じゅん子の一般質問◆

Q. 行政文書の整理・保存に「負の遺産」の観点も必要では？

A. 公文書管理規定なり条例も視野に入れて考えていく。

安曇野市6月定例議会は12日、第1日目の一般質問があり、私は①公文書の適切な保存と利活用、②北小倉の廃棄物処理施設の防音壁検査の2点について質問しました。

①については、「市は新本庁舎建設と連動して昨年より公文書整理事業に着手した。整理には廃棄を伴うことから、歴史的な文書を含む公文書の大量廃棄、散逸が危惧される。保存期間を過ぎて非現用となる歴史的資料を継続的に収集、整理、保存するだけでなく、市民共有の財産、知的資源として活用し、未来に伝達する視点が重要である」と指摘し、公文書の選別と、廃棄歴史的資料として保存する基準を質しました。

【質問】新本庁舎建設と連動して市の公文書整理が進められている。整理には必ず廃棄が伴う。昨年秋、市から10トンもの公文書が廃棄され、穂高クリーンセンターの焼却施設が一時停止する事態もあったことから、今後の庁舎移転等に際して公文書の大量廃棄、散逸が危惧される。公文書の選別と廃棄、歴

史的資料として保存する基準はどうなっているか。

【市長】公文書は行政運営の根幹を支えるものであり、民主主義を支える市民の共有財産であると認識して整理している。

【総務部長】公文書は文書管理規定に沿ってネットワーク上の文書管理システムを導入し、登録や分類を行った上で保存している。1年～30年までの保存基準がある。保存期間が終了し廃棄決定された文書は、廃棄簿に記録してから処分する。また、新本庁舎建設に伴って設置した公文書等保存管理検討プロジェクトで「公文書等選別収集基準ガイドライン」を作った。行政文書の中で最も重要なもの、文書の残存が少ないもの、5地域の歴史の流れや世相を記録したもの等は残すという理念のもとに、各課で迷わず判断できるように24項目にわたり選別基準を具体的に示している。

【質問】廃棄文書登録簿に記載されたものは、全て捨てられてしまうのか。



▲棚に整理されたのは有明村の行政資料。これだけそろっているのはたいへん貴重。

【総務部長】廃棄簿に登録されれば全て廃棄ということではない。歴史的資料の対象となるものかどうか第一次選別の基準がある。次に第二次の選別基準を設けて二段階での選別を行うので、廃棄簿から選別を経て歴史的資料として残るものもある。

【質問】行政文書は民主主義の根幹を支える大切な財産というならば、「負の遺産」という観点を持って整理しないと、行政にとって都合の悪い情報は捨てられてしまう心配がある。廃棄に当たっては、市民を入れた第三者機関の意見を聞くような仕組みを作る考えはないか。

【総務部長】現在、文書の選別だけで精一杯な状況である。ある程度が目鼻がついたところで、公文書管理規定なり条例も視野に入れて考えていく必要がある。

どっちを先に？ 安曇野市議会の定例会では、委員会審査を会期中の前半に、一般質問を後半にという日程が定着していたが、一般質問で取り上げられた問題・課題をその後の委員会審査でより一層深めることができるようにと、今定例会から委員会審査と一般質問の日程を入れ替えることになった。という聞こえはいいですが、実のところは一般質問の通告内容に関わりがある問題が委員会で出てくると、行政側は議員に遠慮して「それは一般質問でお答えすることになっているのですが」とか「委員会ではどこまでお答えしたらいいでしょうか」といった対応をするので、議論が深まらないことがままあったからなのです。加えて「委員会で取り上げられたら、その後の一般質問のときには聞くことがなくなってしまう」と、つまらない心配をする議員の存在も無視できなかったようです。

## 更新伐事業すすむも松枯れ被害さらに深刻 塩尻市と県のバイオマス発電は頓挫するかも

今回の6月定例議会は議案が少なく、19日の環境経済委員会・農林部の審査は補正予算案のみ。委員長が「すぐに終わってしまいかも」と心配する一幕もありました。それでも補正予算の審査には幾つか質疑もあり、40分ほどかかって特に問題なく可決。その後、委員長から「議案以外で農林部から報告事項はないか」との問い掛けがあり、わたしは内心「あのことが報告されるはず」と思っていたので、部長が「特にありません」と答えたのは「？」、「！」びっくりでした。

なにがそんなに「びっくり」だったかという点、安曇野市が独自に取り組んでいる先進的な松枯れ対策の現状と課題について、この機会を逃したら議会にも市民にも説明責任が果たせないことになるからです。（松枯れ対策について聞けると思ってた傍聴にみえた方々からも「報告が」なものないとは驚いた」という声がありました）

新規に導入する薪ボイラーも決まり、薪割機（輸入品の大型のもの）も稼働し始めました。農業ハウス用の薪ボイラーの使用状況を市職員が視察したとも聞きました。無人ヘリによる薬剤散布も部分的・試験的に始まりました。信濃毎日新聞に「松本・安曇野 松枯れを問う」という記事も掲載され、安曇野市の更新伐や地域住民の薪づくりの取り組みが紹介されたところでした。その一方で塩尻市と県のバイオマス発電は頓挫しそうな話も聞こえてきます。

塩尻の計画にばかり頼っていると共倒れが心配。安曇野市内で有効活用するようやり方へ方向転換も考えるべきではないか。安曇野独自に地域を生かし、観光・福祉と連携を取り、安曇野モデルを全国発信したかどうかと提案しました。

農林部長は「今後いろんなセクションを集めて検討する」と答えました。



# 種まき通信No.43

「種まき通信」の郵送を希望される方は電話・メールでお申し込み下さい。  
◆「種まき通信」は年4回発行しています。そのうちの1回は新聞折込にてお届けしたいと考えています。毎号の郵送をご希望の方はお申し出ください。

## この数字は？ 1億1341万円 立ち退き調停で 市と業者が合意した金額



安曇野市は、明科南陸郷で30年前から稼働する雑排水汚泥等の廃棄物（一廃・産廃）処理施設の立ち退きを求め、操業する湯浅産業（清水克貴代表取締役）に土地の明け渡し調停を地裁松本支部で申し立てていたが、6月12日の第12回調停で、安曇野市、湯浅産業、土地所有者が合意。7月1日に調停が成立することになった。

開会中の市議会6月定例会最終日の25日、環境経済委員会、全協で市が調停内容を説明。午後から本会議さらに常任委で論議を詰め、午後5時45分からの本会議で採決。起立多数で可決した。地元住民、地権者らは24日夜までに調停案に合意しているという。

調停条項は一

- ①安曇野市と土地所有者は、昭和57年12月に締結した土地の賃貸契約を調停成立日に解除する。
- ②土地所有者は安曇野市に対し土地の明け渡しを平成28年3月31日まで猶予する（移転準備期間）。
- ③安曇野市はその5か月以内に土地を更地にして所有者に返還する。
- ④安曇野市は湯浅産業に対し、紛争の解決金として、6千万円の支払い義務を認め、分割して支払う。(1)25年12月31日3千万円 (2)28年3月31日1千万円 (3)土地汚染がないことを確認し2千万円

この調停条項履行に伴い、安曇野市は平成25年から28年度までの3年間に総額で1億1341万円の債務負担を負うことになるが、うち405万円は湯浅産業から徴収するとしている。宮沢宗弘市長は午前中の全協の冒頭、「この問題は昭和57年から旧明科町と地権者6人が30年にわたって争ってきた。和解には議決が必要であり、解決金6千万円で建物等を撤去し、復旧整備する。この解決は長い間臭気に苦しんできた住民の切なる願いだった。調停による早期解決には、住民、土地所有者とも理解しており、安曇野市としても相応の負担をすることになる」と述べた。



## 防音壁問題の請願は継続審議に～北小倉の廃棄物処理施設 6月定例会市議会、補正予算などを審議、安曇野市議会基本条例制定へ

（安曇野市を考える市民ネットワーク・横地泰英さんのレポートです）

**係**争中ということばは行政には便利なことばです。この一言をもって答弁を拒否することができるのですから。裁判で争っているとしても、争点とは直接関係しないことについては答えられるはずなのに、「係争中」を使うことも多い。苦々しい思いでいたら、このごろでは議員までこの言葉を使うようになってきた。「係争中の案件だから、議会（議員）として判断することは控える・・・」というのです。

**今**回の環境経済委員会で審査した防音壁問題の請願についても、「係争中なので継続審査に」ということになったのですが、はたしてそれで本当によいのでしょうか。

シロクロ付けるのはもちろん裁判所ですが、市民、議会（議員）、行政、それぞれの考えや判断があってこそその裁判所の判決。議会（議員）の考えを明らかにしないまま司法の判断に委ねる、任せるといえるのでは、その方がよほど無責任ではないのでしょうか。

**以**下、安曇野市を考える市民ネットワークの横地泰英さんから届いた傍聴記です。ご覧ください。

### ◆防音壁問題の請願は継続審議に ～北小倉の廃棄物処理施設

環境経済委員会は19日午後、市民環境部関連で三郷北小倉の廃棄物処理M社の防音壁について住民から出されている早期解決請願について審議した。請願は10年以上前からの経緯や防音壁の危険性、水質汚濁、騒音、悪臭被害を訴えたいので①議会として現場を見学し見解を示すこと。②市の調査結果が出たら、住民調査と比較検討を市に働きかけること。③安全性が不十分と判明した場合、住民が安心安全に暮らせるよう市に働きかけること。の3点を求めた。

**環**境経済委員会は請願内容について、委員長と委員が住民代表に対し事実関係を細かに質疑。請願者は業者の申請書類に対するこれまでの県の審査

に不信を表明した。市民環境部長は「6月11日に民間業者に防音壁について実地調査してもらった。7月末には結果報告がある。構造計算書も比較し、真実が明らかになるだろう」と答えた。また、M社の県申請図面、書類に事実と異なる記載があることについて「不一致があるのは事実」と認めた。

**こ**のあと環境経済委の議員がそれぞれ態度表明。黒岩宏成委員は「請願内容は安全性確保につきる。（裁判で）係争中であり、十分な審査が必要。7月末には市の検査結果も出る。継続審査としたい」と提案。これを受けて小林純子委員は「請願内容は行政に対してでなくすべて議会に対して求めており、議会として今すぐできることばかりだ。継続審査にすべきでない」と述べた。吉田満男委員も「同じ判断。早めに解決するため議会が即刻結論を出すべき」と述べた。

**継**続に賛成は2人で2-2となり、丸山祐之委員長は「2対2ということで、規則に従い委員長が判断し、本件は継続とする。①～③の請願事項には議会の権限外部分があり、議会として実現困難。部分採択もありうるが係争中でもあり、継続とすべきと決定する」と述べた。小林委員は、委員長が現場の見学を「権限外」としたことについて「施設内部には立入権限はないが、外部から見ることはできるし、目視により問題箇所はわかる」と指摘したが、委員長は「すでに決定した」と答えなかった。



▲業者の撤退と市および長野県への稼働許可の取り消しを求めて行われた施設見学会とデモ行進。（2013年7月8日三郷北小倉）